

サイバーセキュリティ確保方針

対馬市選挙管理委員会
令和8年3月策定

1. 目的

対馬市選挙管理委員会サイバーセキュリティ確保方針（以下「本確保方針」という。）は、選挙管理委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、選挙管理委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 対馬市行政情報セキュリティポリシーの準用

選挙管理委員会の情報セキュリティ対策については、本市における統一かつ継続的な情報セキュリティの確保を図るため、対馬市行政情報セキュリティポリシー（以下「市セキュリティポリシー」という。）を準用する。

3. 市セキュリティポリシーの読み替え

本確保方針は、選挙管理委員会における次の情報資産について適用する。この場合において、準用する市セキュリティポリシーで「本市」とあるのは「選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

(1) 組織の範囲

本確保方針を適用する組織の範囲は、選挙管理委員会とする。

(2) 情報資産の範囲

本確保方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書